

## 修了審査委員会実施要領の一部改正について

修了審査委員会では、修了審査について見直しを行い、修了審査委員会実施要領等の一部改正を行いました。

### 1. 記述の審査に関する配点・出題問題数等の変更

平成 29 年から実施している修了審査（記述の審査）について見直しを行い、記述の審査の配点を変更します（現行「多肢択一式 50 点満点、論文式 50 点満点」→ [改正後「多肢択一式 30 点満点、論文式 70 点満点」](#)）。

これに伴い、多肢択一式問題の出題数を変更します（現行「15 問」→ [改正後「12 問」](#)）。

なお、論文式問題を合計 2 問とする出題数には変更ありませんが、各問題の解答用紙（A4 サイズ）を片面印刷から [両面印刷](#) に変更し、解答用紙裏面への答案記入を可とします。

多肢択一式問題については、「不動産鑑定評価の実務に関する講義テキスト」（建築形態規制と建築計画を含む）及び「指導要領テキスト」といった実務修習テキストを復習し理解しておくことが重要です。併せて、「実務に関する講義における確認テストと同程度の難易度の問題を出題します。講義内容をよく復習し理解しておくことが必要」としてはいますが、近年の出題内容を踏まえて「不動産の鑑定評価の実務に関する基礎的知識、種類別鑑定評価及び手法適用上の技術的知識について確認」します。

**【改正対象】** 修了審査委員会実施要領 4. (3)及び 5.(1)

### 2. 修了審査の結果等の通知について

修了審査合否の結果通知は、現行では合格発表日に郵送していますが、将来的に実務修習支援システムを通じて合否通知を受け取ることができるよう、関係規程を改正します。

なお、合格者に対して発送している「実務修習修了証」及び本会の入会案内は、実務修習支援システムを通じて合否通知を通知する場合も従前どおり郵送します。

**【改正対象】** 修了審査委員会実施要領 6. (1)

以 上